

鳥取県果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付要綱

制 定 令和6年12月25日第202400235293号

最終改正 令和7年8月20日第202500121883号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、果樹カメムシ被害対策事業費補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和6年に大量発生した果樹カメムシ類による梨柿等での甚大な被害を踏まえ、今後の対策として有効な果樹の網かけ施設の整備及び高機能な多目的防災網への更新を推進し、併せて各種虫害、鳥害、気象災害等への対策を強化することにより、本県果樹の安定生産に向けた基盤整備づくりに資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる事業(以下「間接補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費(以下「間接補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費(仕入控除税額を除く。)の額に別表1の第6欄に定める率(以下「補助率」という。)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は同欄に定める額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条第 2項後段、第17条、第25条 及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表1の第7欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた対象事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報

告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第3号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(間接的な財産処分の承認)

第12条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)より短い期間を定めてはならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため、処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

(収益納付)

第13条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(提出書類の部数等)

第14条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は1部とし、所管の地方事務所(東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長に提出しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年8月20日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表1(第3条、第8条関係)

1 間接補助事業		2 事業実施主体	3 間接補助対象経費 ※(1)	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率			7 間接補助事業 の重要な変更
事業名	細事業名					別表2の1及び2以 外の取組	別表2の 1の取組	別表2の 2の取組	
果樹カメムシ 被害対策事 業	多目的防災網 更新支援事業	農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者 認定農業者に準ずる者 果樹産地構造改革計画 (産地計画)において担 い手と定められた者	高機能を有する多目的防災網への更新に係る経費	第6欄に定 める率	市町村	1/2 (上限300千円/10a)			補助金の増額 事業内容の追 加
			網かけ施設の整備に係る経費			別表2の1及び2以 外の取組	※(3)	別表2の 2の取組	
	①新甘泉、二十世紀、王秋(特別対策梨品種)		1/2 (ただし、新植・全面改 植(※2)による網かけ施 設の整備は2/3)			※(4)			
	②ジョイント栽培を行う梨全品種 (ただし、①の品種を除く)		1/2			※(5)			
①②以外の梨品種 柿 全品種	※(3)								

※(1)間接補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工し、又は実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※(2)間植えによる改植や高接ぎ更新であっても、網掛け施設の整備時に対象品種への転換が完了している場合は全面改植とみなす。

※(3)2分の1から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

※(4)4分の3から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

※(5)3分の2から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

別表2

取組名	取組内容
1 国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所管する国事業(果樹経営支援対策事業および先導的果樹取組支援事業:補助率1/2以内)により網掛け施設の整備を行うもの。
2 やらいや果樹園整備の取組	果樹栽培が継続できなくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組を行うもの。 なお、網かけ施設の整備は国事業を併用して事業実施すること。ただし、網かけ施設の整備が国事業の補助対象とならない場合であっても、本取組の対象として扱うものとする。 また、網かけ施設の整備にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。

様式第1号(第4条、第10条関係)

令和 年度果樹カメムシ被害対策事業
事業計画及び収支予算(事業報告及び収支決算)書

第1 事業実施方針(実施結果)

第2 事業の内容

細事業毎に別紙1、2のとおり

第3 事業費の内訳

対象事業	事業費	負担区分				備考
		県費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
多目的防災網更新支援事業	円	円	円	円	円	
網かけ施設整備支援事業						
合計	0	0	0	0	0	

第4 収支予算(又は決算)

1 収入の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
市町村費					
基金協会補助金					
事業実施主体					
合計	0	0	0	0	

2 支出の部

区分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合計	0	0	0	0	

第5 事業完了予定(又は完了)年月日

年 月 日

第6 県内事業者への発注が困難である場合の理由(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

第7 他の補助金の活用の有無 (有 ・ 無)

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」いずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。

第8 生産者の事業実施主体の要件

※別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等のいずれかを記載してください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別紙1若しくは別記1のとおりと記載し、該当する備考欄に記載してください。

第9 消費税の取り扱い (一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)

※事業実施主体が該当するいずれかに○をしてください。

※複数の生産者が事業を実施する場合、本欄には別記1又は別記7若しくは別紙1のとおりと記載し、該当する備考欄に記載してください。

別紙1(多目的防災網更新支援事業)

事業の内容

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

	多目的防災網の規格			地域名	生産者名	果樹園所在地	品目名 ・ 主な 品種名	面積	事業費	備考
	目合い	糸の太さ	重量							
(記載例)	mm 6×6、角	dtex 500×500	g/m ² 85	鳥取市	鳥取太郎	東町123-1	日本なし 新甘泉	a 15	円 600,000	一般課税事業者
	計									

2 添付資料

- (1)多目的防災網のカタログ等:規格が分かるもの
- (2)位置図 :任意様式
- (3)費用の根拠資料及び図面:任意様式
- (4)現況写真(又は完成写真)
- (5)県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)

※留意事項

- ・多目的防災網の規格について、目合いは縦・横の長さ、角目又はバツ目、糸の太さは縦糸・横糸、重量は1㎡あたりのグラム重量を記載すること(記載例:順に6×6、角、500×500、85)。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。
※様式第1号に記載した場合は不要。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)を備考欄に記載すること。※様式第1号に記載した場合は不要。

別紙2(網かけ施設整備支援事業)

事業の内容

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

(1)国事業の取組

区 分	受 益		施工箇 所数	事業費	負 担 区 分				備 考
	戸数	面積			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	円	県・協会1/2
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入すること。

(2)やらいや果樹園整備の取組

区 分	受 益		施工箇 所数	事業費	負 担 区 分				備 考
	戸数	面積			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
①特別対策品種 (新甘泉、二十世紀、王秋) ・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	円	県3/4又は 県・協会3/4
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
②ジョイント栽培梨全 品種(①を除く) ・網かけ施設									県2/3又は 県・協会2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
③ ①②以外の梨品 種、柿全品種 ・網かけ施設									県1/2又は 県・協会1/2
小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	

注)負担区分の基金協会の欄は、一般社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会からの補助金額を記入すること。

(3) (1)(2)以外の取組

区 分	受 益		施工箇 所数	事業費	負 担 区 分				備 考
	戸数	面積			県 費	市町村費	基金協会	事業実施主体	
①特別対策品種 (新甘泉、二十世紀、王秋) ・網かけ施設	戸	a	カ所	円	円	円	円	円	県1/2又は 2/3
小 計	0	0	0	0	0	0	-	0	
② ①以外の梨柿品種 ・網かけ施設									県1/2
小 計	0	0	0	0	0	0	-	0	
合 計	0	0	0	0	0	0	-	0	

2 添付資料

- (1)事業実施箇所別一覧(別記1)
- (2)位置図
- (3)実施設計書(又は出来高設計書):任意様式
- (4)現況写真(又は完成写真)
- (5)果樹経営支援対策整備事業実施計画(実績報告)兼果樹未収益期間支援事業対象者申告書(確定報告)の写し(国事業による網かけ施設整備の場合)
- (6)生産組織のやらいや果樹園の登録を示す書面の写し(やらいや果樹園の取組の場合のみ。交付申請時は省略可)
- (7)融資計画(別記2:事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合)
- (8)県内事業者への発注が困難であることを示す根拠資料(別表1のただし書※(1)の申請を行う場合)
- (9)各費用の根拠資料

事業実施箇所別一覧

1 事業内容

事業実施主体名	
---------	--

(1) 国事業の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品目・品種	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計					0	0	

(2) やらいや果樹園整備の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品目・品種	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計					0	0	

(3) (1)(2)以外の取組

区分	地域名	生産者名	果樹園所在地	導入品目・品種	面積	事業費	備考
網かけ施設					a	円	
計					0	0	

※留意事項

- ・網かけ施設の整備で、棚等の骨組み部分と網部分を分けて施工する場合は、備考欄に網部分の整備予定年度を記載すること。(記載例:「網部分は○年度整備予定」)
- ・(3)で網かけ施設の整備をする場合は、備考欄に品種の導入方法(新植・改植(全面又は間植え)・高接ぎ)を記載すること。
- ・消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者)を備考欄に記載すること。 ※様式第1号に記載した場合は不要。
- ・生産者の事業実施主体の要件(別表1の第2欄の認定農業者及び準ずる者、産地計画に定められた担い手等)について備考欄に記載すること。 ※様式第1号に記載した場合は不要。

別記2(網かけ施設整備支援事業)

融資計画

種目・項目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、 金融機関から融資を受ける場合の融資の内容			
	融資名 (制度・その他)	金融機関名融資を 受けようとする金額	償還年数	その他
		円	年	

番 号
年 月 日

様

職 氏 名

年度果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった果樹カメムシ被害対策事業費補助金（以下「補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、果樹カメムシ被害対策事業とし、その内容は申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付要綱（令和6年12月25日付第202400235293号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算出した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

年度果樹カメムシ被害対策事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった果樹カメムシ被害対策事業費補助金について、鳥取県果樹カメムシ被害対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 鳥取県補助金等交付規則第18条に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の
確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額) | 金 | 円 |
| 5 添付資料 | | |
| (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | |
| (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し) | | |
| (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) | | |

様式第3号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入 れ	合計
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法